



撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）に加入しました。また、96年5月には地域改善対策協議会意見具申（地対協意見具申）が、出され、96年12月には「人権擁護施策推進法」が、そして昨年11月には「人権教育・啓発推進法」が制定されました。

—略—

この「部落解放基本法」は、「同対審答申」の精神を踏まえ、これまでの一連の「特別措置法」にもとづく施策を反省するとともに、「人種差別撤廃条約」をはじめとした差別撤廃と人権確立を求める国際的な潮流を参考として取りまとめられたもので、今日の時点でも部落問題の根本的な解決にとって必要な基本的方策の全体像を明らかにしているという意義があります。

けれどもすべての闘いがそうであるように、「部落解放基本法」の制定を求める私たちの運動も、具体的な実現の形態は、その時どきの情勢や力関係によって変化していくことを余儀なくされます。その結果、「部落解放基本法」そのものの実現は達成されていないものの、「宣言法的部分」については、「地対協・意見具申」のなかの「同和問題に関する基本的認識」の項に盛り込まれました。また、「教育・啓発法部分」については、昨年11月に制定された「人権教育・啓発推進法」として具体化されたといえましょう。一部落解放同盟第58回全国大会（2001年度一般運動方針）

今一度、「人権侵害救済における法律」制定の意義と位置をあらためて確認しておくことが重要です。すなわち、この「法」制定運動は、「部落解放基本法」制定運動の継承と発展的展望のもとに位置付けられており、「部落解放基本法」の5つの構成部分（宣言法的部分・規制救済法的部分・教育啓発法的部分・事業法的部分・組織法的部分）を個別に実現してきている闘いの一環であり、部落解放・人権政策確立への一里塚であるということです。

したがって、「人権侵害救済に関する法律」の早期制定の闘いは、「部落解放基本法」の全構成部分の実現の取り組みを射程に入れつつ、人権省設置などの行政機構の創設を含めた『人権の法制度確立基本方針』の具体化・実現化と連動した取り組みとして推し進めていくことが肝要です。一部落解放同盟第61回全国大会（2004年度一般運動方針）

部落解放同盟広島県連合会（以下、広島県連）は、このような分析と位置づけには同意できないとの立場をとり続けている。

そもそも、1985年から始まった「部落解放基本法」制定運動は、1969年以前の一般対策（実質的に同和対策の取り組みは皆無）は言うに及ばず、同年に制定された同和対策事業特別措置法ですら、部落完全解放を達成す

るためには法律的な限界がある、不十分だ、として取り組みがはじまったものである。

もし、中央本部が言うように、段階的に「基本法」の中身が実現しているとすれば、私たちは部落完全解放へ向け大きく前進しているということになる。しかし、現実はどうか。日本経済の行き詰まりや低迷などもあって、部落の失業率は高くなり、雇用も臨時雇いが増加し、せっかく長い間の同和教育運動、奨学金制度などによって高校、大学の進学率をおし上げてきたにもかかわらず、近年再び格差が拡大する傾向になっている。環境改善事業も同和対策のための法失効により実質的にできなくなっている。

部落解放へ向け着実に前進しているどころか「一般対策への移行」のための経過措置的法律となった「地域改善等特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（1997年4月から5年間の時限法）施行の頃から、部落解放が急速に遠ざかっていく状況となっている。それが地方で活動する者の実感であり、現実の事実である。

私の手元に2003年9月1日付朝日新聞の切抜きがある。「黒人社会に漂う無力感 キング牧師演説から40年」の見出しがつけられている。

今年は、部落解放運動を大きく高揚させることとなった同和対策審議会答申が出されて40年の年である。ワシントン大行進・キング牧師演説と、ほぼ同じ歳月が過ぎ去っている。

私は、黒人解放運動、黒人差別の現実と部落解放運動、部落差別の現実を重ね合わせてこの記事を読んだ。

故キング牧師らがリードし、黒人が白人と同等な法的地位や権利の獲得をめざした公民権運動。50年・60年代の米社会で大きなうねりとなったその動きは、63年8月23日のワシントン大行進で最高潮に達した。記念すべき大行進から、今年は40周年にあたる。

25万人を率いたこの行進でキング牧師は「I have a dream（私には夢がある）……」で知られる演説をした。この夏、多くの米メディアが歴史的なスピーチを援用し、「夢は実現したか？」といったテーマで、当時と今の黒人の生活や社会的地位の変化を検証した。収入、失業率など様々な数字が並び、比較された。

例えば大学卒業率。これは、3.1%から17.0%に上昇した。貧困者率は50.5%から22.7%、逆に持ち家率は38.4%から47.3%に。70年には全米で48人にすぎなかった黒人市長が00年には451人。一略一「米国における白人と黒人の関係は最終的に改善されたと思うか」きわめて根源的なこの問いに、40年前、70%の黒人が「イエス」と答えた。一略一だが一昨年、同じ質問に「イエス」と答えた黒人は半分以下の32%に減っていた。反対に、「両者の間に問題は存在し続ける」とする悲観的な答えが26%から66%に増えた。

激しい落差である。黒人の多くが「自由と平等の国アメリカ」に背を向けてしまった。そんな印象だ。

失望感の一因には、人種問題がもはや米の主要なテーマではなくなってしまったことがある。多くの黒人はなお貧しさの中にとり残されているが、米社会はこの40年、その責任を個々の黒人に帰する風潮を強めてきた。—略—

部落問題をめぐっても「悲観的」と言わざるを得ない現実がある。それを「基本法が段階的に実現している」として良い方向へ向かっていると中央本部が喧伝することはどうにも納得できない。

「米社会はこの40年、その責任を個々の黒人に帰する風潮を強めてきた」一部落問題でも、部落問題解決の責務を負っていたはずの国が、公然と「同和関係者の自立」を言い放つようになっている。

紙幅の関係で詳細はさけるが、宣言法部分だとしている、1996年の地対協「意見具申」の「同和問題に関する基本認識」では、たしかに「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは国際的な責務」「同和問題は、過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に係わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題」と述べてはいるが、1996年の地対協「意見具申」の核心的部分は、法打ち切り、「一般対策への円滑な移行」と部落問題の人権一般化、抽象化である。啓発法部分として位置付けられている「人権・教育啓発法」には、その内容に融和主義思想である「同和関係者の自立」、「自由な意見交換」などを忍ばせている。

すでに悪質な自治体では、人権教育、啓発の名の下で、スポーツ選手などを講師に招き、精神主義、あるいは奉仕や道徳を色濃くにじませた教育、啓発に走っている自治体も出始めている。

そして、規制法部分にあたるのが「人権擁護法」だというのである。

さかのほれば、1996年に「人権擁護施策推進法」が成立した。この法律自体は、審議会設置法で、この法に基づいて設置される審議会の任務は、5年以内に教育啓発の答申と人権救済に関する答申を出すというものであった。

だが、この法律の第2条「国の責務」には重大な問題が宿されていた。

第2条 国はすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策ならびに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

「同対審答申」が前文において、「いうまでもなく同和問題は人類普遍

の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に係わる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそその国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べたのに対し、「人権擁護施策推進法」は国の責務を「国民相互の理解を深める」こととしたのである。

国は、問題解決の当事者から、「国民相互の理解」を促す立場、すなわち差別する側と差別される側の間に立って、その理解を深めるのが国だというのである。いつのまにか相撲でいう行司役に体をかかわしたのである。このことは、部落問題解決の責任を放置し、「同和関係者の自立」で部落の側にその責任を負わそうとする動きと軌を一にするものであった。

設置された審議会委員には、悪名高き作家の曾野綾子や森隆夫・お茶の水大名誉教授などが名を連ね、政府、法務省の思う答申づくりへ向けた布陣が敷かれた。

審議会で曾野は、「東京に部落差別は無いに等しい。部落問題を知るべきとの発言に怒りを覚える。私は時には差別語も使うと言明してきた」と言い放った。教育改革国民会議のメンバーでもあった森隆夫は「私は、団地に床の間を作れといっている。家庭に聖域がなくなったから上下関係がなくなってしまった」（2000年8月13日付朝日新聞）と平気で述べる程の反人権感覚の持ち主であった。

曾野、森らの委員を擁する審議会が1999年に出したのが人権教育・啓発法に関する答申である。

ちなみに、人権教育・啓発の答申に対し中央本部は、全面的に批判する見解を発表した。1999年8月4日、東京・憲政記念館で開かれた「部落解放基本法」制定要求第11波中央集会で組坂繁之・中央本部委員長は、「先般出された答申は『国の責務』もなければ『法的措置』もない、ないづくしだ。18303通のパブリックコメントも無視している。断じて許せない」と厳しく批判した。しかしである。この答申を受けて2000年に「人権・教育啓発法」ができると、一転して法律は評価するという、誠に矛盾極まりない態度をとった。今日では、「人権教育・啓発法」が、基本法の「教育・啓発法部分」にまで押し上げられているのである。

後述する「人権擁護法」についても、「抜本修正が必要」と言いつづけてきたほどの欠陥法案でも、いざ成立すると、「不十分ながら基本法の規制法部分ができたとはいかねない」と私は危惧している。

## 法務省の反人権体質

私は、人権・教育啓発の答申もそうであるが、人権救済の答申とそれを受けての「人権擁護法」についても、120%期待を寄せることはできなかった。期待することができないというより「百害有って一利なし」と思っている。

その理由の1つは、答申の取りまとめや、続く法案策定にかかわる法務省の拭い去ることのできない反人権体質にある。

外国人への偏見に基づく法務省入管職員による暴行事件などはよくマスコミが報じるところである。

また、東京・府中、横須賀、名古屋、大阪の4刑務所だけで2002年までの10年間に260人の受刑者が死亡し、うち100人が「変死」（2003年3月4日付中国新聞）であることも明らかになっている。

「人権擁護行政」を所管する法務省が、労働運動や部落解放運動、革新政党を治安対策の対象としていることも忘れてはならない。

特に、部落解放運動の生命線とも言うべき「糾弾」については、敵対感情を隠していない。

1989年8月4日付法務省人権擁護局総務課長通知、法務省擁管第280号「確認・糾弾会について（通知）」は、そのことを端的に示している。

通知は、糾弾のもつ「基本的問題点」を

- ア. 確認・糾弾会は、いわゆる被害者集団が多数の威力を背景に差別したとされる者に対して抗議等を行なうものであるから、被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、また、その性質上行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。
- イ. 確認・糾弾会においては、被糾弾者の人権擁護に対する手続的保障がない。すなわち、被糾弾者の弁護人的役割を果たす者がいない上、被害者集団が検察官と裁判官の両方の役割を果たしており差別の判定機関としての公正・中立性が望めず、何が差別かということの判断を始め、主観的な立場から、恣意的な判断がなされる可能性が高い。
- ウ. 被糾弾者には、確認・糾弾会の完結時についての目途が与えられない。反省文や決意表明書の提出、研修の実施（同和問題企業連絡会への加入、賛助金等の支払い）等々確認・糾弾行為を終結させるための謝罪行為が恣意的に求められ、これに応じることを余儀なくされる。

と述べ、「その他の問題点」では

行政機関に対して確認・糾弾会への出席が強要されているが、これは行政の公正・中立性を損ない行政の推進の障害となっている。以上のとおりの様々な問題点にかんがみると、確認・糾弾会は、同和問題の啓発には適さないと言わざるをえない。このため、法務省の人権擁護機関は、差別をしたとされる者（被糾弾者）から確認・糾弾会への出席について相談を受けた場合は言うまでもなく、相談を受けない場

合にも必要に応じて、「確認・糾弾会には出席すべきではない」、「出席する必要はない」等と指導をしてきている。

人権擁護活動に無力、無能な法務省が、差別という社会的な不正義を糾す「糾弾」に対しては異常とも思える敵意を持っていることがわかる。これではまるで人権侵害を受けた者を擁護するのではなく、人権侵害行為を行なった者を擁護する機関である。法務省は、糾弾をさして「差別の判定機関として公正・中立性が望めず、なにが差別かということの判断を始め主観的な立場から恣意的判断がなされる可能性が高い」という。もちろん100%そのような心配がないとはいえない。しかし、差別の権化、法務省（公権力）が「何が差別か」を判断する矛盾と被差別者の判断によって出てくる矛盾は比べることができないほど後者が少ないと言わなければならない。法務省は「確認・糾弾会は、同和問題の啓発には適さない」と言うが、行政関係者の意識変革は、差別行政糾弾闘争、企業者の大半は部落地名総鑑事件や身元調査などに対する糾弾、教職員の多くは差別教育糾弾、宗教者は、曹洞宗の町田発言などや、差別戒名などに対する糾弾を契機に今日までの広がりが高まりを見せてきたのである。糾弾こそが最も効果的な啓発であったことは事実が証明している。「法務省の啓発によって私は変わりました」という話は聞いたことがない。

いずれにしても法務省は、人権侵害や民間の人権運動を妨害する役所ではあっても、人権を守る役所ではないということであり、この法務省の手による法律にまかり間違っても良いものが出てきようがないということである。

2つ目には、現に起こった人権侵害事件を見ても、法務省の無能ぶりは明らかだということである。

その典型が尾道市で起こった小林百合子差別事件である。

1985年に起こった小林百合子事件とは、市内に在住する小林百合子という女性が「部落のものとの結婚は許さない」「自分も子どもの頃、親から、部落の者との結婚は駄目だと教えられてきた。だからわが子にも、そのことは教える」と公言した事件である。

この頃から、糾弾を敵視し、差別者が逃げ込む受け皿になろうとしていた法務省は、「法務省の人権擁護機関等公的機関も整備されている」と強がり言っていた。

「法務省がそこまで言うなら」ということもあって、尾道市・尾道市教委、部落解放同盟尾道市協は、この事件を広島法務局尾道支局に人権侵害事件として提訴することとなった。

結果は無残であった。法務局の職員が7回も小林宅を訪問したが、門前払いを受ける始末で、なすすべもなく年月が過ぎた。この間、提訴した側が「その後、この事件はどのようになっていますか」と尋ねても「守秘義務で答えられません」の一点張り、これでは、人権侵害を受けた者が

法務局に提訴しても、その結果がわからないのであれば、心を癒されることもないではないか」と追及しても「守秘義務」が繰り返されるだけであった。

事件から7年たって、ようやく法務省のこの件に関する「処分」が決まった。小林百合子を「説示」処分にしたというのである。つまり、「今後このような発言をしてはなりませんよ」と注意した程度のことでお茶をにごしたのである。

そこで私たちは法務省に尋ねた。「『説示』とやらをした結果、小林百合子はどう言いましたか、反省しましたか」と。答えは、また「守秘義務で言えません」ということであった。

小林百合子事件のみならず、人権侵犯事件での法務省、局の対応は概ねこのようなものである。ある弁護士が「法務省が唯一できる人権行政への貢献は人権から手を引くこと」と言ったが、全く同感である。

3つ目には、未だに日本が人種差別撤廃条約を完全批准していないことである。

人種差別撤廃条約は、1965年12月に国連で採択（1969年1月発効）され、169カ国が批准（2004年2月現在）している条約である。国連の人権関係の条約の中で、締結国の多さでは3本の指に入る。日本の締結（批准）は1995年12月である。

この条約の根幹は、第4条の差別、差別煽動を犯罪とみなして処罰するところにある。批准にあたって日本政府は、憲法第21条の「言論の自由」に抵触するとして、第4条を留保し、この条約の対象に部落差別は含まないとの立場をとった。

「差別、差別煽動の禁止と言論の自由とは矛盾しない」というのが大方の国連人権関係者の見方である。「言論の自由は、人の人権を侵す自由であってはならない」「差別言動を言論の自由とすることは言論の自由の自殺行為である」「自分の自由と同時に隣人の自由がある。自分の自由は隣人の自由を侵すものであってはならない」との言葉は、私が国連の人権関係者から直接聞いた話である。日本政府（法務省）のような考えがまかり通るなら、この条約を批准している他の168カ国は、言論の自由を踏みこじって批准した国ということになる。

要するに、日本政府の意思は、差別禁止を実効性あるものにしたくないのである。

ちなみに、国連の人種差別撤廃委員会は2001年3月、第4条を留保している日本政府に対し、「人種的優越または憎悪に基づく恐れのあるあらゆる思想の流布の禁止は、意見及び表現の自由についての権利と両立する」と勧告している。

以上3つの視点からみても、法務省の「人権擁護法案」に期待をいだくことはできないのである。もちろんこれだけではない。小選挙区制導入以後の政治体制、大資本による地球的規模の収奪システムであるグローバリ



ゼーションとそれに照応した「構造改革」による弱肉強食社会などから分析してみても、今日の日本政府が人権を本気で伸長させる施策をとることは考えられない。これが私の基本的な考えである。

## 部落解放運動（糾弾）規制の狙い

さて、政府、法務省が今年の通常国会に提出しようとした「人権擁護法案」と自民党タカ派の主張に対し、部落解放同盟を中核とする部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会は次のような立場を明らかにした。（部落解放・人権政策確立要求第3次中央集会「基調」2005年7月25日）

1. 「人権」・「人権侵害」等の定義を明確にして、法案内容にふさわしい的確な法律名称にすること
  - ①人権の定義については、「人権とは、日本国憲法及びわが国が批准し又は加入した人権に関する条約に規定される権利とする」とすること。
  - ②人権侵害の定義については、「人権侵害とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為とする」とすること。
  - ③不当な差別の定義については、「不当な差別とは、人種等に基づくあらゆる区別、排除、制限、又は優先であって、平等な立場での人権を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有する行為とする」とすること。
  - ④人種等の定義については、「人種等とは、人種、民族的若しくは国民的出身、皮膚の色、言語、国籍、在留資格、性別、妊娠、出産、婚姻上の地位、家族構成、信条、容姿等の身体的特徴、社会的身分、門地、職業、出身地、現在若しくは過去の居住地、所有する土地、障害、疾病、遺伝子情報、性的指向、性的自己認識、又は公訴の提起若しくは有罪の宣告を受けた経歴とする」とすること。
2. 創設される中央人権委員会は「政府機関からの独立性」と「人権の総合性・発展性」を確保すること。
  - ①人権委員会機能として、「仲裁・調停」機能、「教育・啓発」機能、「政策提言」機能を確実に付与すること。
  - ②人権委員会委員の定数を最低でも7人以上とし、常勤体制の強化をはかるとともに、委員の多元性・多様性の確保、ジェンダーバランス、現実の差別・人権侵害問題に精通した人材起用に配慮すること。
  - ③委員会事務局の構成については、民間からの専任職員を採用率を高くするように官民比率を明確にするとともに、官出向職員については各省混成でノーリターン制を追求すること。
  - ④委員会事務所については、誰でも安心して相談できるように、独自の独立した場所に設置すること。
  - ⑤人権委員会の所管については、「政府機関からの独立性」や「人権の総合性・発展性」という観点から、各省庁への総合的な統括・調整機

能を有する内閣府の外局である「3条委員会」として設置すること。

- ⑥国籍条項の挿入は不要であること。
- 3. 人権委員会機能の実効性を確保し、「迅速性・簡便性・安心性」を重視して、生活圏である都道府県ごとに「地方」人権委員会を暫時的に設置すること。
  - ①「地方」自治体が、独自に設置をすすめている「地方」人権委員会との密接な連携を図れるように特段の工夫と配慮をすること。
  - ②地方における人権委員会機能の実効性を確保するために、「地方」自治体や民間の人権NGOとの積極的な連携活動を行うように工夫と配慮をすること。
- 4. 報道の自由や表現の自由に対する公権力からの不当な干渉につながる危険性があるために、メディア規制条項を削除すること。
  - ①人権委員会設置に係わる「人権救済に関する法律」においてメディア規制条項を設けるなどということは、国際的にも類例がなく、国際人権基準からも大きく乖離するものであり削除すること。
  - ②メディア関係の過剰取材や差別・人権侵害報道などは、重要な問題であるが、メディア関係の自主的な取り組みと社会的な相互批判に委ねることが至当であることに特段の配慮をすること。
- 5. 差別に関する糾弾など人権NGOが行う正当な人権活動に対する公権力からの不当な干渉を排除すること。
  - ①人権の擁護・促進に関する活動は、官民のパートナーシップの関係が重要であり、わけても差別された当事者や人権侵害を受けた当事者の声を大事にすること。
  - ②この視点から、当事者団体の人権NGOが行う自主的且つ正当な活動に対して、公権力が不当に介入したり、妨害することは憲法違反に相当する不当行為であり絶対に許されないことに留意すること。

この「基調」は、3月中旬に閣議決定され法案審議が始まる予定であったものが、自民党タカ派の「人権の定義があいまい」「人権擁護委員に国籍条項がない」などの批判にあい、立ち往生していることを意識してつくられたもので、当初からの抜本修正の内容である①人権委の独立性の確保②メディア規制排除などに「人権の定義」「国籍条項」不要などを補強するものとなっている。

法務省案に対して、自民党内の自民党法務部会（平沢勝栄部会長）と人権問題等に関する懇話会（座長古賀誠元幹事長）との間で対立が表面化する。懇話会の古賀氏が法務省案を早期に閣議決定し、法案提出を図ろうとしたのに対し、法務部会、とりわけ拉致議連のメンバーなどから猛烈な反対意見が出される。その時の模様を05年3月11日付毎日新聞は次のように報じている。

10日、自民党の法務部会と人権問題等調査会の合同会議では法案

への異論が相次いだ。

法案は、人権問題等調査会会長の古賀誠元幹事長が座長を務める与党の「人権問題等に関する懇話会」の主導で再提出が決まっただけに、この日の会議で了承されるとの見方が強かった。だが城内実、古川慎久両衆院議員がそれぞれ法案の疑問点を列記したペーパーを配り、流れが変わった。

2人は「人権擁護委員の選考過程が不透明で、国籍条項も撤廃されるのは問題だ」などと指摘した。これを受け、複数の議員が部落解放同盟や在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）の名を挙げて「特定の団体の影響力が強まり、法の理想通りに適用できない恐れがある」などと懸念を表明した。

また自由主義史観の西尾幹二氏に至っては2005年3月11日付産経新聞において拉致被害者の家族が政府、北朝鮮を非難する声明を出した場合→北朝鮮の人たちが「不当な差別」、「人権侵害」と呼び→人権委員会が調査を開始（5条）→出頭を求め、自宅への立ち入り検査、物件の押収がなされ（44条）、今後の発言が禁止される—とのシナリオを立てて、法案批判を展開している。日頃から人権侵害の発言若しくは、すれすれのことをやっている人物ならではの過剰反応というべきものである。

自民党タカ派の主張や西尾氏らの主張を聞いていると、古賀氏などが通そうとした法務省の欠陥法案（欠陥商品）が多少、値がつけられるような品であるような錯覚を覚える者も出てくる。

しかし、法務省や古賀氏も自民党タカ派議員と本質的に変わるものではない。2005年3月17日の派閥総会で古賀誠は次のような発言をしたと伝えられた。

「後方支援団体は、（人権委員会を）なんとしても内閣府に置けと言ってきた。そうすれば自分たちの言い分が通りやすいという思惑だ。だが、私たちには内閣府に置いたら、また、あの団体のわがままが通るという危機感があり、法務省外局でないとだめだ、と。誤解があるようだが、この法案は、後方支援団体のためにあるのではなく、むしろ、団体の独走をなくすためのものだ。法務省外局に置き、これまで手が出せなかった国税の問題にも切り込めるようにしたい。人権委員会（注：正しくは人権擁護委員会）の中に北鮮とか朝鮮総連の人々が入ることを心配する声がある。たしかに、3年前に法案を出した時と情勢が変わっており、私も国籍条項は考えるべきところかなと思う。何か、わかりやすい歯止めができないか考えている。後方支援団体とは、部落解放同盟のことを申しあげている」

古賀氏は、法務省の狙うところを的確に押さえている。法務省や古賀氏

にしてみれば、民間団体（部落解放同盟）を押さえ込む法案なのに何を勘違いしてタカ派の連中は反対するのか、親の心子知らずといった感じであろう。

重ねて述べるが、広島県連が最も危惧する点は、前記「基調」の「5.差別に関する糾弾など人権NGOが行う正当な人権活動に対する公権力からの不当な干渉を排除すること」の部分である。

法務省の体質と問題となっている「人権擁護法案」からすれば、人権委員会が人権侵害を行った者のかけ込み寺になることは必至である。

この人権委員会が中央、県、市町村にもできれば、差別事件が起き、それに対する糾弾をしようとしても、「人権委員会に判断をしてもらいます」と言うことで片付けられてしまう。こうして、法務省（公権力）の息のなかった人権委員会に人権侵犯か否かの判断を委ねることとなるのである。

「人権の定義」をめぐっては、拡大解釈され「市民生活に干渉しすぎる」「表現の自由を損なう恐れがある」といった批判が出されているが、私が危惧する点は、むしろ、公権力が「人権の定義」「人権侵害の定義」を極力狭いものにしようとしていることである。

今年の通常国会では法案提出に至らなかったが、中央本部は、抜本修正を主張しつつ「まず法案提出を」との運動を展開した。中央集会では、「まず土俵に上げて（国会に上程させて）抜本修正の協議を与野党でおこなう」との方向性が強調された。しかし、いったん提出された法案が抜本修正をされるほど、国会は甘くない。せいぜい付帯決議でお茶を濁されるのが一般的である。

それどころか、先の衆議院選挙での自民圧勝を受け、法案が再度提出されたとしても、タカ派の主張が反映したものとなる可能性が濃厚である。いったん提出されれば、今日の国会における政治勢力の力関係からして、修正はほぼ不可能ということになる。悪法ならないほうが良い。今日の政治情勢もふまえ勇気ある決断が中央本部に求められていると言えよう。

（おかだ えいじ：部落解放同盟広島県連合会）